

# 第5回「北海道自転車活用等推進連携会議」の 書面開催に係る資料説明要旨

## 議事1. 北海道自転車条例の点検について

### ○資料1

まず、北海道自転車条例の点検について、資料1に基づきご説明申し上げます。

1の趣旨のとおり、本条例は、施行から3年が経過することから、附則に基づき、今年度、点検を実施し、この度、2にあるとおり、条例の推進状況等の点検結果として、まとめたところ。

(1) 自転車振興に係る社会情勢の変化等への対応については、資料1の2項にもあるとおり、本年6月以降、本会議の皆様はもとより、条例の制定に際し、ご尽力いただいた各会派の道議会議員による条例推進会議におけるご協議のほか、幅広い関係者の皆様から、SDGsやコロナ禍での健康志向と自転車ニーズの高まりなどの観点が重要である旨のご意見をいただきました。

また、(2) 施策展開の状況については、表のとおり、これまで現行条例の理念に基づく様々な施策の点検を行なった。

以上を踏まえ、3に条例の点検結果と今後の施策展開をまとめている。社会情勢の変化等への対応については、現行条例の理念においても、「環境への負荷の低減」、「健康の増進」、「自転車利用者及び歩行者の安全」、「サイクルツーリズムの振興」といった観点が包含されていることから、条例を見直すことなく、施策を着実に推進することで対応が可能であると考えている。

また、自転車振興の更なるステップアップに向けた課題解決や新たな視点への対応については、段階を踏んだ着実な推進が必要であることから、現行条例に基づく関連施策を、より一層強化しながら取り組んでまいりたい考え。

国においても次期推進計画の策定を進めていることから国の検討状況等を踏まえながら、道の次期推進計画を策定し、より実効性のある自転車関連施策を総合的・計画的に推進していく考え。

道としては、条例が目指す、自転車の活用と安全な利用の更なる推進に向け、引き続き、関連施策を積極的に進めてまいりますので、本会議の皆様におかれましては、引き続き、ご指導を賜るよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議事2. 第2期北海道自転車利活用推進計画（素案）について

### ○資料2、資料3、資料4

次に、第2期北海道自転車利活用推進計画（素案）について、資料2に基づきご説明申し上げます。

現在の計画が本年度で最終年を迎えることから、条例の点検と同様、本会議の皆様はもとより、幅広い関係者の皆様からご意見をいただくとともに、後ほどご説明する道民意識調査の結果を踏まえながら検討を進め、今般、第2期計画の素案を取りまとめたところ。

まず、「次期計画の方向性」についてであるが、先ほどご説明した条例の点検結果のとおり、更なるステップアップに向けた関連施策を、より一層強化するとともに国の次期「活用推進計画」の検討状況等を踏まえながら、道の次期計画を策定するとしたところ。

また、国の次期計画においても、方向性として、現計画の目標や施策の骨格を踏襲しつつ、施策や措置に関する改定を主眼としていることから、道としても、これまでの展開方向等を踏襲しながら、更なるステップアップに向けた関連施策を一層強化するとした。

「第2期素案」であるが、まず、推進期間は2025年度までとし、「めざす姿」においては、誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる、「環境に◎観光に◎健康に◎、もっと自転車 北海道。」とした。

次に、「視点・展開方向」では、現計画の「自転車を知る・使う」「安全・安心」「楽しく・快適に」に、「もっと」というステップアップに向けた視点を設定し、多様なサイクルスタイルの実現や、利用環境の構築、北海道の特性を生かしたサイクルツーリズムの

推進を展開方向としている。

これらの3つの展開方向における、主な取組としては、まず、「もっと、知る・使う」では、SDGsの推進に資するといった自転車の持つメリットを含めた、正しい知識や適切な利用の普及啓発に取り組む。

「もっと、安全・安心に」では、適切な路面表示など、自転車利用環境の整備はもとより、自転車利用にあたってのヘルメット着用の働きかけ強化や、損害保険事業者等と連携した保険の加入促進強化を進める。

「もっと、楽しく・快適に」では、海外でも人気の高いマウンテンバイクなどで林道や山道を走行するトレイル利用の環境整備に向けた検討を新たに行うこととしている。

最後に、策定スケジュールについてであるが、本年12月～1月にかけてパブリックコメントを実施した上で、来年2月に案を道議会に報告し、年度内に決定とする考え。

なお、概要及び本編については、資料3及び資料4としてお配りしているので、後ほど御覧いただきたい。

道としては、今後とも「自転車条例」の理念の実現に向け、自転車の安全で快適な利用の推進に努めてまいりたいと考えているので、引き続き、御協力をよろしく願います。

### 議事3. 令和2年度「道民意識調査」～自転車の利活用について～

#### ○資料5

最後に、今年度実施した自転車の利活用についての道民意識調査の結果について、資料5に基づきご説明申し上げます。

本調査については、調査対象を道内に居住する満18歳以上の個人1,500名を対象として調査を行ない、848名(56.5%)の道民より回答いただいた結果である。

自転車を利用している道民は約2割(207名)となっており、そのうち約5割の方は平日と休日の両方で利用されている。

その目的は「買い物」が約7割と最も高く、次いで「休日の余暇活動」及び「通勤」が約4割となっている。

自転車を利用する理由は、「歩くより速いから」が約7割、次いで「健康に良さそうだから」が約5割、「経済的だから」が約4割、「乗ることが楽しいから」と「環境に良いから」が約2割となっており、健康志向や環境意識の高まりなどによる自転車の利活用の多様化がうかがえる。

利用している自転車の種類は、「一般用の自転車」が約8割、次いで「スポーツタイプの自転車」が約2割となっている。

自転車利用におけるルールの認知度について、「自転車は車道の左側を走るのが原則であること」は約7割と高い割合である一方、「自転車安全五則」や「車道混在の矢羽根型路面標示」はいずれも約1割となっている。

また、自転車利用のマナーについて、「歩行中に自転車がスピードを出して走ってきて迷惑(または危険)と感じたことがある」が約7割と高い割合となっている。

さらに、北海道自転車条例で「ヘルメット着用が努力義務」と定められていることの認知度は約3割で、ヘルメットを着用して一般用の自転車を利用する道民は1割未満となっている。

なお、ヘルメット着用率について、自転車利用者全体では約2割となっており、児童は約4割、幼児は約8割、幼児用座席の幼児は9割以上が着用となっている。

自転車損害賠償保険について、条例で「自転車利用者の自転車損害賠償保険への加入が努力義務」と定められていることの認知度は約3割で、加入率については、約5割が自転車損害賠償保険に「加入していない」もしくは「加入しているかわからない」という状況となっている。

道としては、こうした調査結果を踏まえながら、自転車の活用及び安全な利用に関するさらなるステップアップに向け、第2期北海道自転車利活用推進計画に基づき、より実効性のある自転車関連施策の総合的・計画的な推進を図っていきたいと考えているので、関係の皆様におかれては、引き続き、御協力をよろしく願います。

以上